

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年3月19日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 委託した事務
新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称
東京都新宿区西新宿6丁目14番1号
東京ビジネスサービス株式会社
- 3 委託期間
令和2年10月1日から令和5年9月30日まで